

地方廳關係行政簡素化實施要綱

一、部ノ廢合

(1) 總務部ト學務部トヲ併合シ新ニ內政部ヲ置ク但シ從來ノ總務部所管事務中豫算、會計、人事及統計ニ關スル事務ハ之ヲ知事官房ニ移管スルモノトス

(2) 知事官房ニ官房長ヲ置ク

官房長ハ豫算、會計、人事、文書及統計等ノ事務ヲ主管ス

(3) 左記十縣ノ經濟部ヲ廢止シ其ノ所管事務ヲ內政部ニ移管ス

山梨、福井、奈良、滋賀、鳥取、高知、徳島、佐賀、宮崎、

沖縄

(4) 左記三縣ノ土木部ヲ廢止シ其ノ所管事務ヲ經濟部ニ移管ス

富山、岐阜、熊本

(5) 警察部ハ現行通トス

(6) 北海道ノ土木部及拓殖部ヲ合併シ新ニ振興部ヲ置ク

(7) 府縣ニ於ケル書記官ノ官名ヲ廢止シ、部長及官房長ナル官名ニ

改ムルモノトス

(8) 知事事故アルトキノ代理ハ部長中官等ノ高キ者之ニ當ルモノトス

(9) 部ノ廢合ハ府縣行政ノ實情ニ鑑ミ明年一月以降ニ於テ之ヲ實施スルモノトス

二、課ノ廢合

職員ノ減少等ニ伴ヒ府縣廳内ニ於ケル課ノ廢合ヲ行ハシム

三官吏ノ減員

官吏待遇官吏ヲ通ジ別表ノ通減員ヲ圖ルモノトス

四事務簡捷ノ徹底

此ノ際各省舉ゲテ地方廳ニ對スル事務簡捷ノ徹底ヲ圖リ法律事項等ニ付テモ檢討ヲ加ヘ徹底的ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

五廳府縣臨時職員等設置制ノ改正

廳府縣臨時職員等設置制ニ依ル職員ハ各其ノ從事スル事務ノ種類ニ依リ各條ニ分類セラルルヲ以テ自ラ事務ノ範圍限定セラレ相互融通シ難キ狀況ナルヲ以テ之ヲ整理統一シ各職員何レノ事務ヲモ處理セシムル様改正スルコト

六待遇職員制ノ改正

各種待遇職員制ニ依ル職員モ其ノ從事スル事務ヲ細別限定セララルヲ以テ融通性ナク事務上支障アリ殊ニ其ノ官職名極メテ多數ニ上リ不便尠カラザルヲ以テ地方待遇職員令第一條及第十二條ニ規定スル職員制ノ職員ノ中廳府縣ニ勤務スルモノヲ單一ノ職員制トシ其ノ名稱ヲ統一スルト共ニ之ヲ本官ニ改メ事務能率ノ向上ト官吏ノ優遇ニ資スルモノトス（府縣費支辨ハ従前ノ通トス）
セ應召者ハ定員外トスルコト